

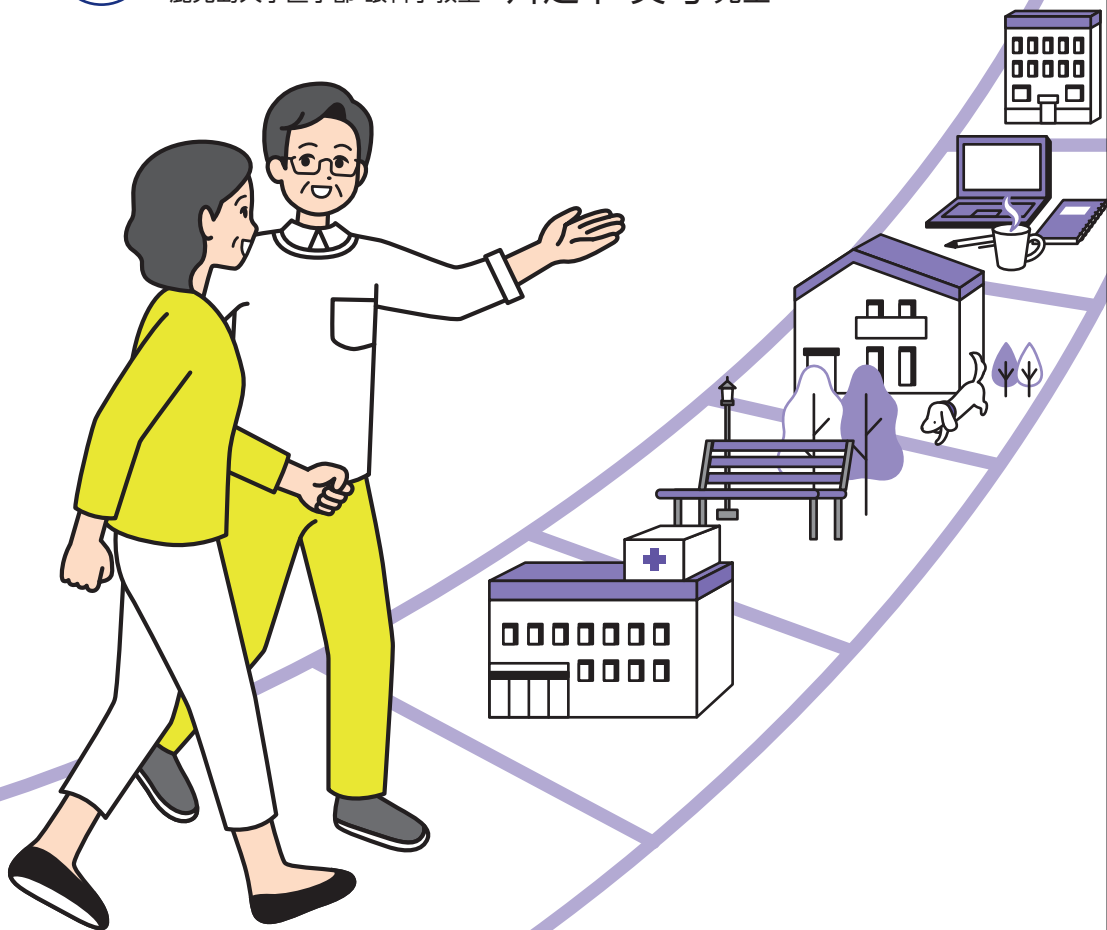
眼科で治療を行われる患者さんのための

# 医療福祉支援制度

監修

国際医療福祉大学医学部公衆衛生学 教授 池田 俊也 先生

鹿児島大学医学部 眼科学教室 齊之平 真弓 先生



# もくじ

---

ご加入の医療保険を確認しましょう	2
------------------	---

## 医療費助成制度

高額療養費制度	3
-合算して高額療養費制度を利用できる例	5
-自己負担限度額	11
付加給付制度	13
医療費控除	14

## 視覚に支障のある方が受けられる支援制度

傷病手当金	15
障害年金	17
身体障害者手帳	21
障害者総合支援法	25

## その他の支援制度

介護保険	29
------	----

加齢黄斑変性や糖尿病黄斑浮腫で治療中の患者さんの医療費負担や視覚障がいによる生活への影響に対して、助けになる制度・サービスがあります。

一人ひとりの状態やお住まいの地域によって利用条件は異なります。

詳しくは、かかりつけの医療機関のソーシャルワーカーや、各ページで紹介した問い合わせ先などに相談し、ご自分に合った支援を上手に活用していきましょう。

# ご加入の医療保険を確認しましょう

ご加入の医療保険によって、各種制度の問い合わせ先が変わります。まずは、加入している医療保険を保険証で確認してみましょう。

## 保険証の例(協会けんぽの場合)

<b>健康保険</b>	本人(被保険者)	00000
被保険者証		平成00年0月0日交付
記号	00000000	番号 00
氏名	○○ ○○	
生年月日	昭和00年 0月 0日	
性別	男	
資格取得年月日	平成00年 0月 0日	
事業所名称	株式会社 ○○○○	
保険者番号	01010101010101	
保険者名称	全国健康保険協会 ○○支部	印
保険者所在地	○市○区○町○-○-○	

保険の種類		問い合わせ先
国民健康保険		お住まいの市区町村役所または 各国民健康保険組合
後期高齢者医療制度 (75歳以上の方など)		お住まいの都道府県の後期高齢者 医療広域連合
健康保険	組保管掌健康保険 (組合健保)	お勤めの会社の健康保険組合
	全国健康保険協会管掌 健康保険(協会けんぽ)	全国健康保険協会の各都道府県支部
共済組合 (国家・地方公務員など)		各共済組合
船員保険		全国健康保険協会の船員保険部

利用できる方



医療保険に加入している方

医療機関や薬局の窓口で支払った額\*が、ひと月(月初から月末まで)で上限額(自己負担限度額☞P11参照)を超えた場合に、その超えた金額が払い戻される制度です。

\*:入院時の食費負担や差額ベッド代等を含みません。

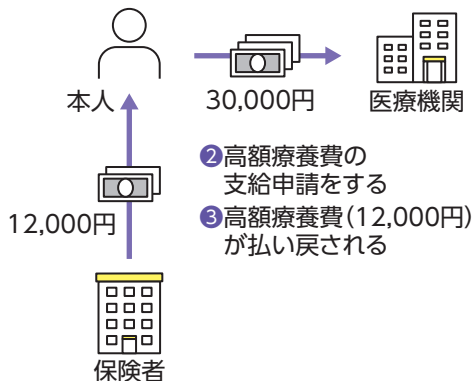
## 申請方法

- 事後に手続きする場合(高額療養費の支給申請)  
加入している医療保険に申請を行うことで払い戻しを受けることができます。
- 事前に手続きする場合(限度額適用認定証の交付申請)  
事前に「限度額適用認定証」を入手して、窓口で支払う額を自己負担限度額のみにすることができます。

※70歳以上75歳未満の方の場合、年収の適用区分が年収約156万円～約370万円もしくは年収約1,160万円～の方は限度額適用認定証は発行されず、高齢受給者証で代用できます。

### 事後に手続きする場合 (高額療養費を支給申請する場合)

- ①一時的に医療費の2割(30,000円)を支払う



### 事前に手続きする場合 (「限度額適用認定証」を利用する場合)

- ① 限度額適用認定証の交付申請をする
- ② 限度額適用認定証が交付される



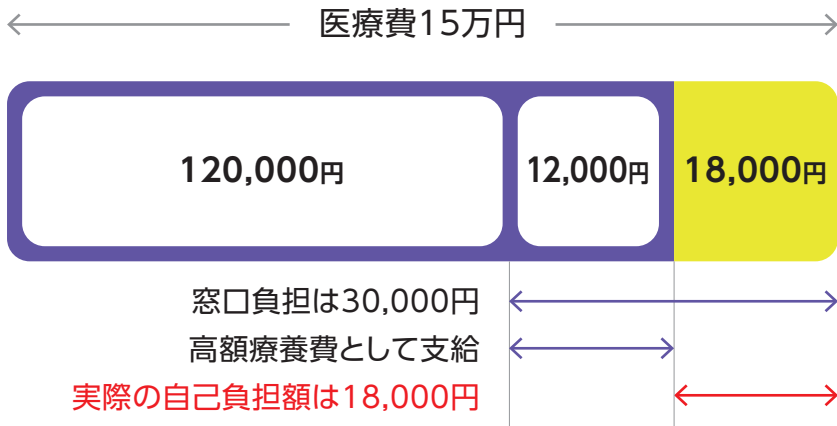
実際の自己負担額は同じになります。

例

## 72歳で年収約156万円～約370万円でひと月に15万円の医療費がかかった場合

医療保険のみなら窓口で2割負担の30,000円支払わなければなりません。この制度を利用することで12,000円が高額療養費として支給され、自己負担は18,000円となります。

※72歳で年収の適用区分が年収約156万円～約370万円の方の場合、限度額適用認定証は発行されず、高齢受給者証で代用できます。



問い合わせ先



加入している医療保険の窓口

### 【参考】高額療養費の無利子の貸付制度

高額療養費制度の申請から払い戻しを受けるまで、立て替えた自己負担額の約8割の金額を「無利子」で借りられる制度もあります。

※詳しくは冊子「高額な医療費が心配な患者さんへ」をご覧ください。

さらに制度を利用しやすくする仕組み  
(合算して高額療養費制度を利用できる例)

## ① 自己合算(自己負担額の合算)

1つの医療機関などでの自己負担額では上限額(自己負担限度額)を超えないときでも、同じ月の別の医療機関などでの自己負担額を合算することができます。

合算額が上限額(自己負担限度額)を超えれば、高額療養費の支給対象となります。

※69歳以下の場合はそれぞれの医療機関での負担が21,000円以上であることが必要です。





例

## 70歳で年収約156万円～約370万円、複数の医療機関に外来でかかっている場合

1つの医療機関での自己負担額にかかわらず、自己負担額を合算することができます。これらの合計が自己負担限度額を超える場合、払い戻しを受けることができます。

[計算例]

自己負担額による制限なし

	 A病院	 Bクリニック	 C薬局	 D病院
医療費	100,000円	100,000円	200,000円	20,000円
自己負担額(2割)	① 20,000円	② 20,000円	③ 40,000円	④ 4,000円

合算可能

(①20,000円+②20,000円+③40,000円+④4,000円)-自己負担限度額(18,000円)

= 払い戻し額 **66,000円**

例





## 58歳で年収約370万円～約770万円、複数の医療機関に外来でかかっている場合

1つの医療機関において自己負担額21,000円以上を支払った場合、それらの合計額が自己負担限度額を超えれば、払い戻しを受けることができます。

[計算例]

1つの医療機関での支払いが21,000円未満であるD病院での支払額は合計することができません。

自己負担額21,000円以上

	 A病院	 Bクリニック	 C薬局	 D病院
医療費	① 100,000円	② 100,000円	③ 200,000円	20,000円
自己負担額(3割)	④ 30,000円	⑤ 30,000円	⑥ 60,000円	6,000円

合算可能

④30,000円+⑤30,000円+⑥60,000円) - 自己負担限度額(81,430円)

= **払い戻し額 38,570円**

## ②世帯合算

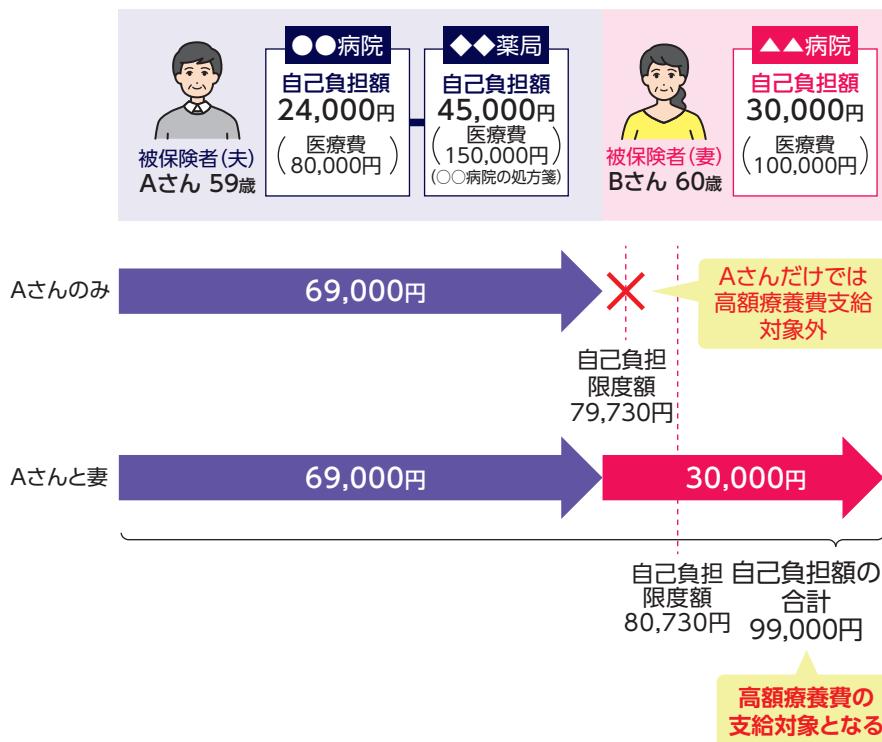
おひとり1回分の自己負担額が上限額(自己負担限度額)を超えない場合でも、同じ世帯で同じ医療保険に加入している方の自己負担額を1ヵ月単位で合算することができます。

合算額が上限額(自己負担限度額)を超えたときは、超えた分を高額療養費として支給します。

※ただし、69歳以下の方の受診については、21,000円以上の自己負担額のみ合算されます。

例

会社員Aさん(59歳、年収約370万円～約770万円)  
と、入院した妻(専業主婦)の場合



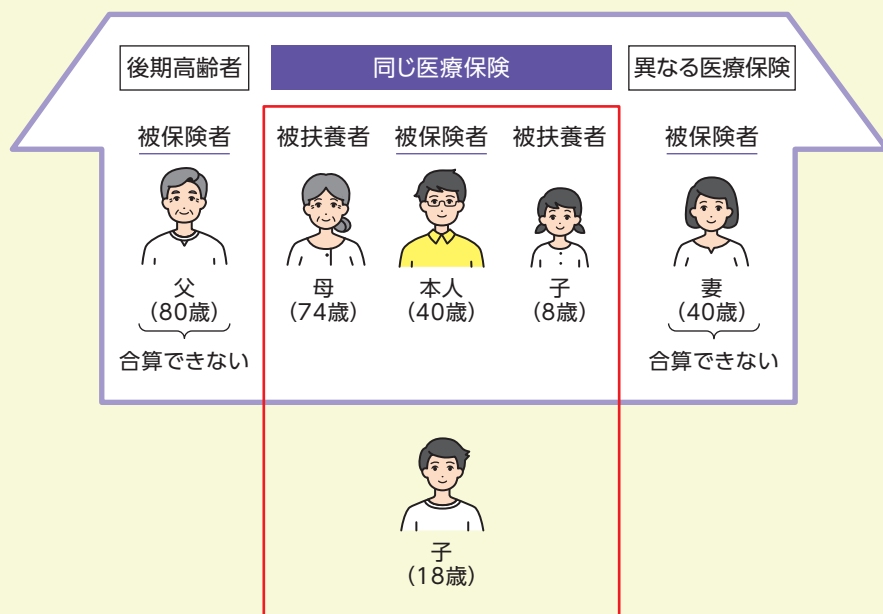
99,000円 - 自己負担限度額(80,730円) = **払い戻し額 18,270円**



## ・世帯の考え方

高額療養費制度での「世帯」とは、同一の医療保険に加入している家族を指します。一緒に住んでいるかどうか(住民基本台帳上の世帯)は関係ありません。

例えば、勤め先の健康保険に加入している本人の扶養に入っていれば(同じ医療保険に加入していれば)、別々に暮らしている家族の分も合算できます。一方、別の勤め先で異なる医療保険に入っている家族は、一緒に住んでいても合算の対象になりません。また、75歳以上で後期高齢者医療制度の被保険者になっている家族の分も合算することはできません。



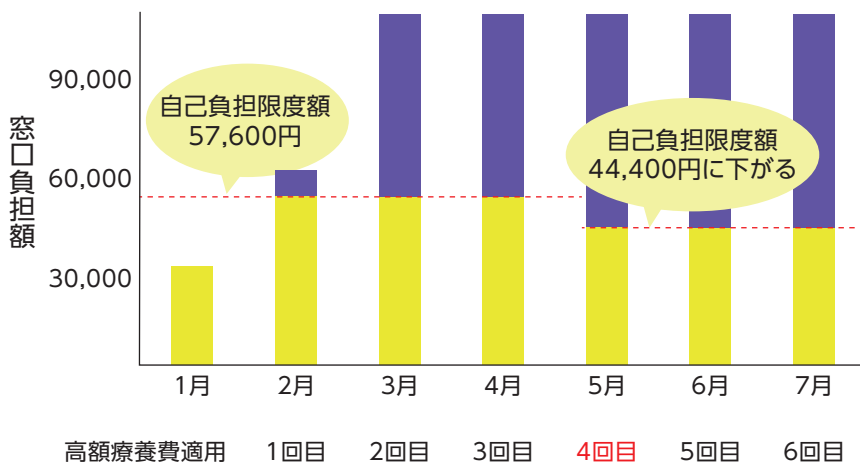
**世帯として合算できる**

## ③ 多数回該当

同一世帯で、過去12ヵ月以内に3回以上、上限額(自己負担限度額)に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり、上限額が下がります。

例

68歳Cさん(年収～約370万円、自己負担限度額57,600円対象者)が、2月末の検査で病気がわかり、3月から通院で高額な治療を開始した場合

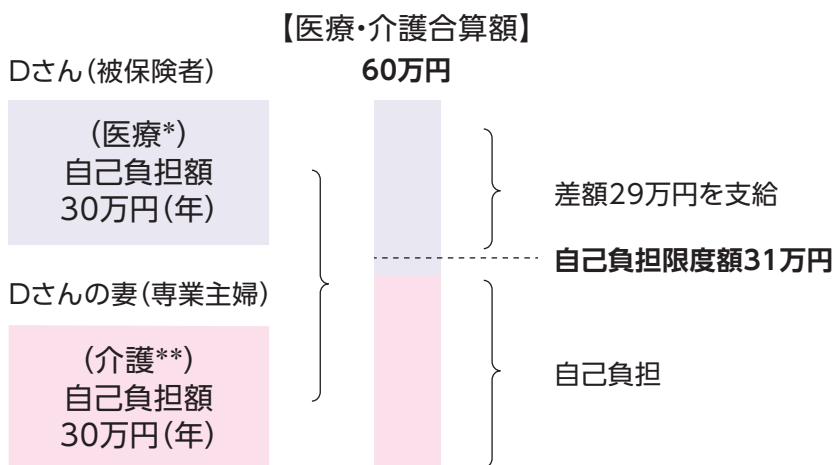


#### ④ 介護保険との合算(高額介護合算療養費制度)

同じ世帯に介護保険によるサービスを受けている方がいて、1年間に支払った「医療保険」の医療費と「介護保険」の介護費の自己負担額を合計した金額が、合算した場合の上限額を超えた場合、超えた金額が払い戻されます。

※年額56万円を基本とし、医療保険各制度や所得・年齢区分ごとの自己負担限度額をふまえて設定されています。

#### 例 入院治療中のDさん(76歳)と、介護保険によるサービスを利用中の妻(76歳)の場合(住民税非課税)



\*:病院に入院

\*\* :要介護4、小規模多機能型居宅介護利用

## 参考 自己負担限度額

高額療養費制度の自己負担限度額は年齢（70歳以上かどうか）と年収69歳以下の方の場合

適用区分		
ア	年収約1,160万円～	健保:標準報酬月額83万円以上 国保:旧ただし書き所得901万円超
イ	年収約770万円～約1,160万円	健保:標準報酬月額53万円～79万円 国保:旧ただし書き所得600万～901万円
ウ	年収約370万円～約770万円	健保:標準報酬月額28万円～50万円以上 国保:旧ただし書き所得210万～600万円
エ	～年収約370万円	健保:標準報酬月額26万円以下 国保:旧ただし書き所得210万円以下
オ	住民税非課税者	

厚生労働省保険局:高額療養費制度を利用される皆さまへ(平成30年8月)

## 70歳以上の方の場合

適用区分		
現役並み	年収約1,160万円～	標準報酬月額83万円以上／課税所得690万円以上
	年収約770万円～約1,160万円	標準報酬月額53万円以上／課税所得380万円以上
	年収約370万円～約770万円	標準報酬月額28万円以上／課税所得145万円以上
一般	70歳以上75歳未満の方	年収約156万円～約370万円 標準報酬月額26万円以下 課税所得145万円未満など
	75歳以上の方	課税所得が28万円以上かつ年収200万円※ <sup>1</sup> 以上 課税所得が28万円未満※ <sup>2</sup>
非住 民 税 課 税	Ⅱ 住民税非課税世帯	
	Ⅰ 住民税非課税世帯(年金収入80万円以下など)	

※1 被保険者が1人いる世帯の場合。被保険者が2人以上いる世帯の場合は、合計320万円。

※2 同じ世帯の被保険者全員の住民税課税所得がいずれも28万円未満の場合、または、同じ世帯の被保険者の合計額が200万円未満(被保険者が1人いる世帯)、もしくは合計320万円未満(被保険者が2人

によって異なります。

自己負担限度額(月額)世帯ごと(外来+入院)	
	252,600円+(医療費-842,000円)×1%
	167,400円+(医療費-558,000円)×1%
	80,100円+(医療費-267,000円)×1%
	57,600円
	35,400円

診療分から)、p5より作表 <https://www.mhlw.go.jp/content/000333279.pdf>[2022年3月閲覧]

負担割合	自己負担限度額(月額)	
	個人ごと(外来のみ)	世帯ごと(外来+入院)
3割	252,600円+(医療費-842,000円)×1%	
3割	167,400円+(医療費-558,000円)×1%	
3割	80,100円+(医療費-267,000円)×1%	
2割	6,000円+(医療費-30,000円)×10% または18,000円の いずれか低い額	57,600円
1割	[18,000円 年144,000円]	
1割	8,000円	24,600円
		15,000円

険者の中に住民税課税所得が28万円以上の方がいるが被保険者の「年金収入」+「その他の合計所得金以上いる世帯」の場合。詳しくは、お住まいの市町村後期高齢者医療担当課までお問い合わせください。

以下を参考に作成  
30年8月診療分から) <https://www.mhlw.go.jp/content/000333279.pdf>[2022年10月閲覧]  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/iryuuhoken/newpage\\_21060.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuuhoken/newpage_21060.html)[2022年10月閲覧]

利用できる方



付加給付制度のある、  
健康保険組合または  
共済組合に加入している方

※国民健康保険、後期高齢者医療制度、協会けんぽ、船員保険にはこの制度がありません。

健康保険組合や共済組合がそれぞれ独自に定める給付制度です。自己負担額が上限額(例:25,000円など)を超えた分が支給されます。

- 医療費が高額療養費制度の上限額を超えない方でも、利用できる場合があります。
- 高額療養費制度に上乗せして利用することも可能です。

あくまで任意で設けられる制度のため、組合によって上限額や利用条件はさまざまです。この制度がない場合もあります。

## 申請方法

利用できるかどうかは、お勤めの会社の健康保険組合または共済組合の窓口にお問い合わせください。

問い合わせ先



加入している医療保険の窓口

利用できる方



## 納税者

その年の1月1日から12月31日までの間に自分または自分と生計が同じである配偶者やその他の親族のために医療費を支払った場合において、その支払った医療費が一定額を超えるときは、その医療費の額の所得控除を受けることができます。

## 申請方法

確定申告時に申請を行うことで医療費の控除を受けることができます。

問い合わせ先



## 国税局電話相談センター

(所轄の税務署の電話番号を確認し、音声案内で「1」を選択)



利用できる方



医療保険に加入している方

※国民健康保険や後期高齢者医療制度などには傷病手当金がない場合もあります。

被保険者が病気や負傷の療養のため仕事  
ができず、十分な報酬を得られない場合に  
支給されます。



## 支給条件

- 1) 業務外の事由による療養のために仕事を休まなければならないこと  
- 労災や美容整形などは対象外
- 2) 連続する3日間を含み4日以上仕事に就けなかったこと  
- 3日間は「待期」。有給・土日祝日も含まれる
- 3) 休業期間に給与支払いがないこと  
- 給与が支払われていても、金額が傷病手当金の額より少ない場合は差額が支給される

支給	内容
期間	同一の疾病・負傷に関して、支給を始めてから通算して1年6ヵ月間
金額 (1日あたり)	【支給開始日の以前12ヵ月間の標準報酬月額*を平均した額】÷ 30日×(2/3)

\*:被保険者期間が12ヵ月に満たない場合

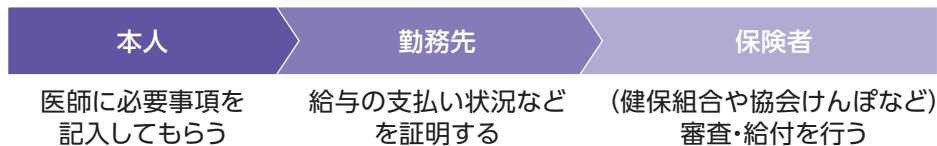
①被保険者期間における標準報酬月額の平均額

②全被保険者の標準報酬月額の平均額のうち、低い方で算定



## 申請方法

勤務先経由でご加入の医療保険の窓口へ支給申請をすることで、給付を受けることができます。

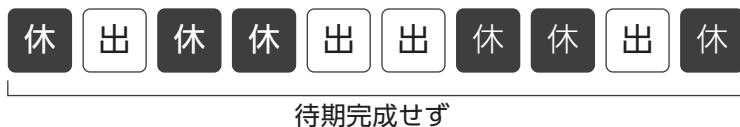


問い合わせ先



加入している医療保険の窓口

### 「待期3日間」の考え方



待期3日間の考え方は、会社を休んだ日が連続して3日間なければ成立しません。連続して2日間会社を休んだ後、3日目に仕事を行った場合には、「待期3日間」は成立しません。

利用できる方



国民年金か厚生年金保険に  
加入している方

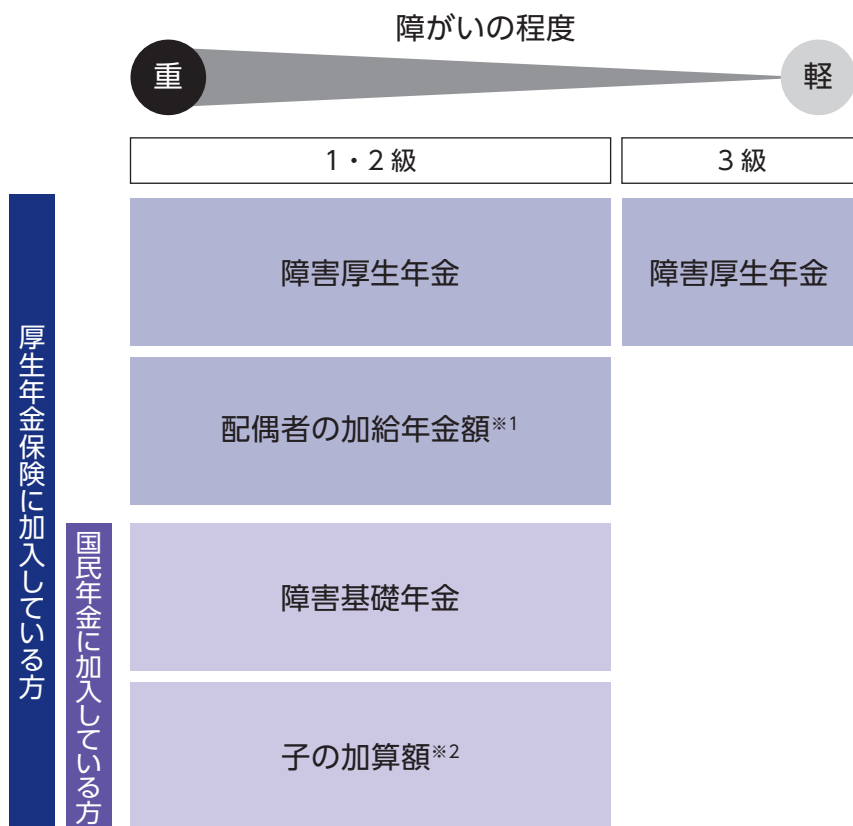
病気やけがで生活や仕事などが制限されるようになった場合に、現役世代であっても年金が支給される制度です。障害基礎年金と障害厚生年金があり、障がいの原因となった病気やけがの初診日\*に国民年金と厚生年金保険のどちらに加入していたかによって請求できる年金が変わります。

\*:障がいの原因となった病気やけがで初めて医師等の診察を受けた日をいいます。

障害厚生年金は障がいの程度\*が1級～3級(障害基礎年金は1・2級)の場合に請求でき、障がいの程度が重いほど年金額が手厚くなります。1・2級の障害厚生年金を受給できる場合は1・2級の障害基礎年金もあわせて受け取ることができます。

\*:障害年金の受給要件における障害等級は、身体障害者手帳の等級とは異なります。詳しくは、日本年金機構のホームページをご参照ください。

## 障がいの程度と受け取れる障害年金の種類



※1 1・2級の障害厚生年金を受給する方に生計を維持されている65歳未満の配偶者がいる場合に加算されます。

※2 1・2級の障害基礎年金を受給する方に生計を維持されている18歳までの子がいる場合、20歳未満で障害等級1・2級の障がいの状態にある子がいる場合に加算されます。

## 受給要件

- ① 初診日に国民年金または厚生年金に加入していること  
初診日とは、障害の原因となる病気やケガで初めて診療を受けた日です。
- ② 障害認定日に一定程度以上の障害の状態にあること  
障害認定日とは、原則として初診日から1年6か月を経過した日です。
- ③ 保険料を納めていること  
初診日のある月の前々月までの1年間の保険料の未納がない等の要件があります。

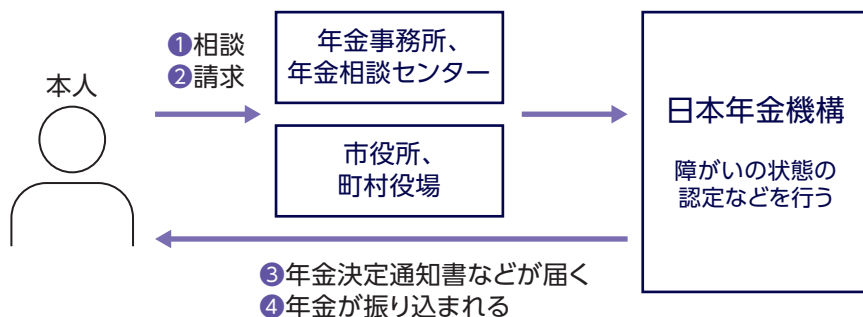
## 障害年金の等級と認定基準

年金等級	視力障害の状態
1級	良い方が 0.03以下
	良い方が 0.04かつ他方が手動弁以下
2級	良い方が 0.04-0.07
	良い方が 0.08かつ他方が手動弁以下
3級	良い方が 0.08-0.1

年金等級	視野障害の状態	
	ゴールドマン型視野計	自動視野計
1級	両眼のI/4視野角度が80度以下かつ 両眼のI/2視野角度が28度以下	エスターマン 70点以下かつ 両眼中心視認点数 20点以下
2級	両眼のI/4視野角度が80度以下かつ 両眼のI/2視野角度が29-56度	エスターマン 70点以下かつ 両眼中心視認点数 21-40点
	求心性視野狭窄または輪状暗点があり I/2で両眼とも中心5度以内	
3級	両眼のI/4視野角度が80度以下	エスターマン 70点以下

## 申請方法 (障害年金受給までの流れ)

- ① 障がいの原因となった病気やけがの初診日を確認し、年金事務所や市役所、町村役場の担当窓口にご相談します。
- ② 年金請求書を年金事務所や市役所、町村役場に提出します。
- ③ 日本年金機構から年金証書や年金決定通知書などが届きます\*。
- ④ 年金証書が届いてから約1～2ヵ月後に年金の振り込みが始まります。



\*:障害年金が受給できない場合は、不支給決定通知が届きます。

### 請求手続きについて

問い合わせ先



初診日に国民年金に加入していた方、初診日が20歳前だった方

**年金事務所、年金相談センター、  
お住まいの市区町村役所**

初診日に厚生年金保険に加入していた方(初診日時点で共済組合等に加入していた方は、初診日時点で加入していた共済組合等)

**年金事務所、年金相談センター**

利用できる方



身体障害者手帳の  
交付を受けた方



身体障害者手帳は、障がいのある方が身体障害者福祉法に相当する障害程度（☞ 23,24ページ参照）に該当すると認定された場合に交付されます。手帳の交付により、さまざまな福祉サービスを受けることができます。

## 受けられるサービスの例

- ・医療費の助成
- ・税金の減免・控除
- ・公共料金の減免（NHK放送受信料・NTT番号案内）
- ・交通機関運賃の割引
- ・有料道路通行料の割引
- ・福祉タクシー利用券の交付
- ・補装具費の支給
- ・日常生活用具の給付
- ・同行援護の利用
- ・就労支援（障害者雇用・職業訓練）
- ・盲導犬の貸与
- ・駐車禁止規制除外措置

※所得や年齢、障がいの程度により、各サービスに制限がある場合があります。

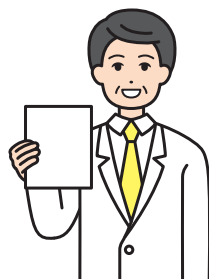
## 申請方法(身体障害者手帳交付までの流れ)

- 1 お住まいの市区町村の担当窓口で、申請書類を入手します。



- 2 指定医\*の診断を受け、診断書・意見書に記入してもらいます。

\*:都道府県知事が指定した医師を指します。  
近隣の指定医については、お住まいの市区町村の障害福祉担当窓口にお問い合わせください。



- 3 ①申請書類、②診断書または意見書、本人確認ができる書類、顔写真を揃え、お住まいの市区町村の担当窓口申請します。



- 4 都道府県知事により認定されたら、手帳が交付されます。



問い合わせ先



お住まいの市区町村窓口





認定されます。原因となる病気にかかわらず、その障がいが一以上以上継続する

**視野障害の基準**

	ゴールドマン型視野計		自動視野計	
	I/4視標	I/2視標	両眼解放エスターマン テスト視認点数	10-2プログラム 両眼中心視野視認点数
2級	周辺視野角度 の総和が 左右眼それぞれ 80度以下	両眼中心視野角度 28度以下	70点以下	20点以下
3級		両眼中心視野角度 56度以下		40点以下
4級		X		X
5級	両眼による視野が 2分の1以上欠損		100点以下	X
	X	両眼中心視野角度 56度以下	X	40点以下

厚生労働省:「身体障害者障害程度等級表の解説(身体障害認定基準)について」の一部改正について  
(障発0427第2号)より作成  
<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12200000-Shakaiengokuyokushougai-hokenfukushibu/0000205739.pdf>(2023年3月参照)

**① 指数表**

障害等級	指数
1級	18
2級	11
3級	7
4級	4
5級	2
6級	1

**② 重複認定表**

合計指数	認定等級
18以上	1級
11~17	2級
7~10	3級
4~6	4級
2~3	5級
1	6級

厚生労働省:身体障害者障害程度等級表の解説(身体障害認定基準)について(障発01100001号)より作成  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000615256.pdf>(2023年3月参照)

利用できる方



身体障害者、知的障害者、  
精神障害者、一定の障害のある  
対象疾病(加齢黄斑変性含む)の方

障がいのある方の日常生活および社会生活を総合的に支援するための制度です。障害者手帳をお持ちでなくても、対象となる疾病があり、障害支援区分の認定を受けた方は、この制度によるさまざまなサービスを受けることができます。

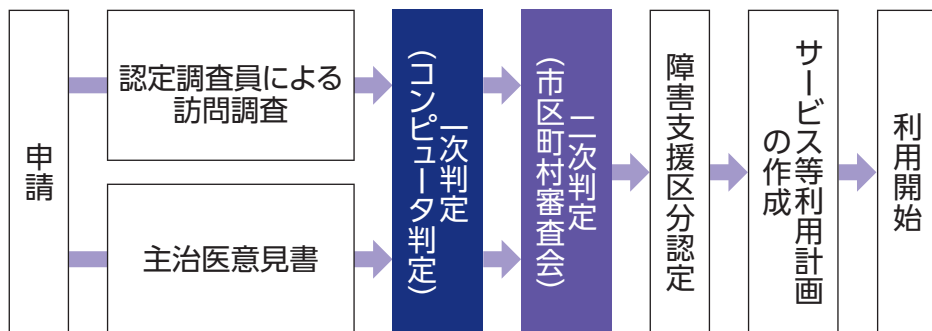
「加齢黄斑変性」は、対象疾病に含まれています。(2022年1月時点)



## 申請方法(サービス利用までの流れ)

- ①お住まいの市区町村の窓口申請します。
- ②認定調査員による自宅での訪問調査を受けます。主治医が意見書を作成します。
- ③障害支援区分の認定を受けたら、指定の相談支援事業者サービス等利用計画を作成してもらいます(申請者自身が作成する事もできます)。
- ④サービス提供事業所と契約を結び、サービスの利用を開始します。

\*:「同行援護」の利用申請の場合は障害支援区分の認定は必要ありませんが、同行援護アセスメント調査票の基準を満たす必要があります。



問い合わせ先



お住まいの市区町村窓口

## 障害者総合支援法によるサービス例

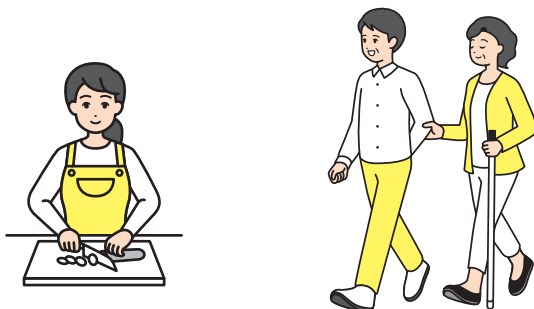
### 自宅で受ける

- **居宅介護**

ヘルパーが訪問し、買い物、調理、掃除などの援助を行う。

- **同行援護**

移動に必要な情報の提供(代筆・代読を含む)、移動の援護などの外出支援を行う。



### 通って受ける

- **自立訓練(機能訓練)**

白杖を使っての歩行訓練や身だしなみ・パソコン・点字などの訓練を受けられる。

- **就労移行支援(養成施設)**

- ✓ 自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、技術や知識など総合的な訓練を受けられる。
- ✓ 国家資格取得: あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師など。



## 入所ができる

### ● 施設入所支援

- ✓ 「障害者支援施設への入所支援」が利用できる。
- ✓ 「自立訓練」や「就労移行支援」との組み合わせも可能。

## 相談できる

### ● 相談支援

一般的な相談支援や地域生活への移行に向けた相談支援。  
障害福祉サービス利用時の利用計画に関する相談支援などが受けられる。

## 支給される

### ● 補装具の購入支援

定められた「補装具」の費用\*支給を受けられる。

例) 眼鏡、遮光眼鏡、コンタクトレンズ、弱視眼鏡、視覚障害者安全つえ、義眼など。

### ● 日常生活用具の給付・貸出

電磁調理器、点字器、ポータブルレコーダー、音声読書器、拡大読書器などの給付・貸与が可能。

(対象品目は自治体によって異なります。)

\*:所得などに応じた利用者負担があります。



利用できる方



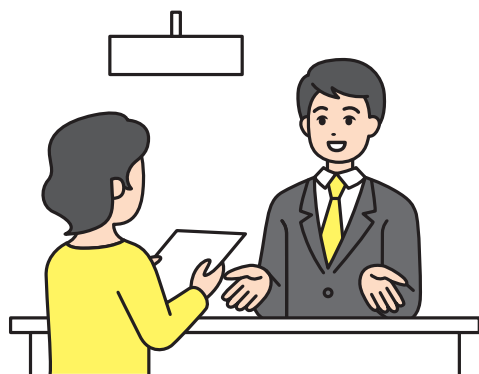
## 介護保険の被保険者

(65歳以上の方、または40～64歳で医療保険に加入しており特定疾病の方)

申請により要支援または要介護に認定されると、介護保険からサービスが受けられます。

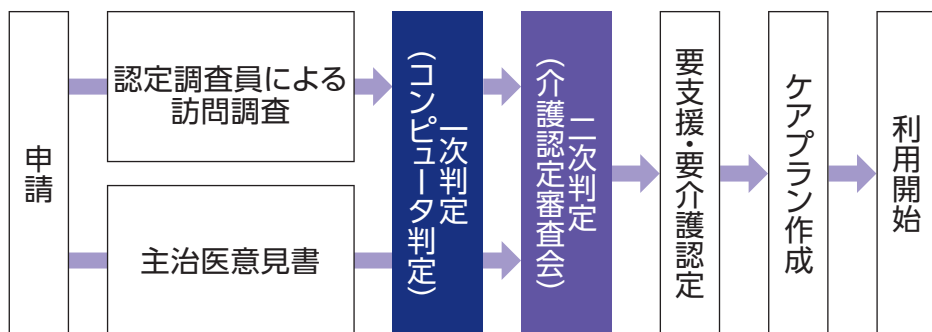
- ✓65歳以上の方(第1号被保険者)
- ✓40歳以上65歳未満(第2号被保険者)でも特定疾病\*で介護が必要となった方

\*:「糖尿病性網膜症」は、特定疾病に含まれています。



## サービス利用の流れ

- ① お住まいの市区町村の窓口申請します。
- ② 認定調査員による自宅での訪問調査を受けます。主治医が意見書を作成します。
- ③ 要支援・要介護の認定を受けたら、指定の事業者ケアプランを作成してもらいます（申請者自身が作成することもできます）。
- ④ サービス提供事業所と契約を結び、サービスの利用を開始します。



問い合わせ先



お住まいの市区町村窓口

## 介護保険によるサービス例

### 自宅で受ける

- **訪問介護**  
ホームヘルパーが訪問し、介護・家事などを行う。
- **訪問看護**  
看護師が訪問し、健康チェック、療養上の世話などを行う。
- **福祉用具貸与**  
福祉用具(車いす、ベッドなど)をレンタルできる。



### 通って受ける

- **通所介護(デイサービス)**  
食事・入浴支援、機能訓練、口腔機能向上サービスなどを受けられる。
- **通所リハビリテーション(デイケア)**  
理学療法士・作業療法士などがリハビリテーションを実施、心身機能の維持回復を図る。





## 入所ができる

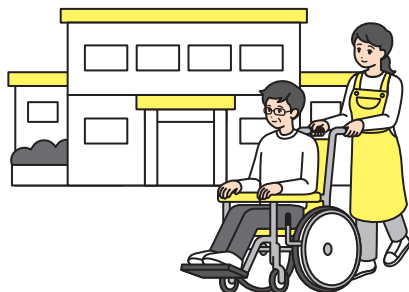
- **特別養護老人ホーム**

常に介護が必要で自宅では介護困難な場合、入所し、食事・入浴・排せつなどの介護を受けられる(原則、要介護3以上の方)。

## 宿泊できる

- **短期入所生活介護(ショートステイ)**

施設などに短期間宿泊し、機能訓練の支援を受けられる。



## その他

- **特定施設入居者生活介護**

有料老人ホームなどに入居している高齢者が、日常生活上の支援・介護サービスを利用できる。

- **小規模多機能型居宅介護**

施設への「通い」を中心に、短期間の「宿泊」や自宅への「訪問」を組み合わせ、日常生活上の支援や機能訓練を受けられる。

- **定期巡回・随時対応型訪問介護看護**

巡回や通報への対応など、24時間365日、必要なサービスを受けられる。





## 眼の病気や視覚障がいについて詳しく知りたい方へ

弊社ウェブサイト「見えるをいつまでも.jp」では、加齢黄斑変性や糖尿病黄斑浮腫のこと、医療費助成や視覚障がいに対する支援制度・サポートなどについてご紹介しています。

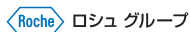
URLまたは二次元コードよりアクセスいただけます。  
<https://mieruwoitsumademo.jp>



すべての革新は患者さんのために



中外製薬株式会社



ロシュグループ